

# 補助金等適正化チェックシート

補助金等の名称	長久手市居場所支援事業補助金	担当部課	くらし文化部地域共生推進課
---------	----------------	------	---------------

基本情報	支出根拠		補助要綱	有	長久手市居場所支援事業補助金交付要綱				
			根拠法令等	有	長久手市補助金等交付規則				
	総合計画	基本目標	1「やってみたい」でつながるまち-人づくり			会計区分	一般会計		
		政策	1-1 地域共生を支える人づくり			予算区分	3-1-1 社会福祉総務費		
		施策	1-1-2 地域における活動の場の整備と活用			中事業名	02 居場所支援事業		
	補助制度開始年度		令和4年度	制度終了(予定)年度	(未定)年度	細節名称	補助金		
	交付先(団体名)又は対象者		交付要綱第3条に定める補助対象者(令和5年度:まちの台所 風と虹 他7者)			交付年数【※】	通算		
	会員数【※】			年	月	日現在	会費【※】		
	他団体への交付【※】		可能			制度の周知方法【※】	HP、広報、チラシ		
	ガイドラインの適用		適用(予定)	令和4年度					
			例外規定	無し					
	最新年度の補助内容		補助対象経費	報償費、需用費(消耗品費、食糧費、修繕料、印刷製本費、材料費等)、役務費、使用料及び賃貸料、備品費、その他の経費					
			補助対象事業費の総額	424,073円	補助金額	208,821円	事業全体の補助率	49.2%	
			特記事項	補助率は補助対象経費の1/2(集い場発見事業は、上限25万円、集い場創出事業は、上限1万円)					

補助金等の目的・内容・効果	目的	(市民生活の維持・向上に資するものか) 地域住民が気軽に集まり、交流を行うことができる集い場の運営に必要な費用の一部を補助することにより、社会資源の発掘、新たな交流の創出による地域の活性化及び地域住民の孤立の解消を進め、地域共生社会の形成を図ることを目的とする。							
	内容	(団体向け補助の場合は補助対象となる活動内容について、個人向け補助の場合は制度概要について記入) 居場所を創出するための消耗品、食料費、材料費、印刷製本費等に対して補助を行う。							
	事業費補助の実績 (団体の主な活動の実績) ※今年度は予定	R3年度実績(2021)		R4年度実績(2022)		R5年度実績(2023)		R6年度予定(2024)	
				交付申請があった1者のうち、1者に補助した。		交付申請があった8者のうち、8者に補助した。		交付申請があった9者のうち、9者に交付決定を行った。	
				30,800円		852,087円		424,073円	
	補助対象事業費			30,800円		852,087円		424,073円	
	補助金額			15,400円		420,412円		予算額	800,000円
	財源	国及び県			210,000円		400,000円		
		市(一般財源)	15,400円		210,212円		400,000円		
		その他							
補助金等の効果 ※今年度は予定			申請のあった団体が創出した居場所に対して様々な立場の市民が参加した。		申請のあった団体が創出した居場所に対して様々な立場の市民が参加した。		申請実績のない新たな団体、市民からの申請があり、新たな社会資源となる場の創出が期待でき、市が抱える地域課題の解決に期待できる。		
今後の方向性・担当部署の自由意見	重層的支援体制整備事業における参加支援を推進する事業に位置付けられており、今後も様々な市民の居場所となる場の創出を行っていく。								

【※】欄は、団体補助のみ

確認の視点		チェック	左記のチェック内容とした理由	
公益性	補助事業（事業の内容）が、市の施策（総合計画）と整合性が図られているか	○	補助を行うことで、地域における身近な居場所を創出することは、「1-1-2 地域における活動の場の整備と活用」と合致する。	
	効果が幅広く市民生活の維持・向上に不可欠なものか	○	身近な地域で居場所となる場が増えることで、孤立・孤独感を感じることが減ったり、困ったときに相談できる先がある安心感の創出にもつながる	
	市民ニーズは認められるか	○	市民意識調査の「大切な地域のあり方」として、「気軽に相談できる場の充実」がもっとも多いことから、市民ニーズがあると考えられる	
有効性・妥当性	補助金額に見合った効果があがっているか	○	本補助金で創出された居場所に対して、様々な立場の市民が参加し、それぞれの人の居場所となっている。	
	社会情勢の変化により補助効果が薄れていないか	○	令和5年度から補助を開始していることから、現時点で補助効果は薄れていない。また、孤独・孤立対策についてのニーズは高まっている。	
	少額または申請件数の少ない補助金について継続していく必要があるか	○	市以外の第三者が事業を行うことにより、行政単独で実施するよりも事業効果が高まる。	
	直近3年間の成果（効果）状況が維持又は向上しているか	○	令和5年度から事業を開始したが、令和6年7月時点において既に前年度を上回る申請を受け付けている。	
	会計処理・実績報告が正確に行われているか【※】	○	事業終了後に、実績報告書及び収支決算書の提出をしてもらい、事業内容及び収支の内容を確認している。	
	補助対象経費	公金で補助することが妥当か	○	総合計画に位置づけられた方針に基づく事業であり、妥当である。
		補助率や補助金額（補助対象経費や補助額の設定）は妥当か	○	補助金ガイドラインに基づいた補助率、補助金額となっている。
		経費の使途は明確か	○	実績報告の際に、収支の内容、金額について補助金ガイドライン及び交付要綱に沿っているか確認している。
		基準を逸脱して補助していないか	○	実績報告の際に、収支の内容、金額について補助金ガイドライン及び交付要綱に沿っているか確認している。
	運営費的な内容の補助により、補助対象が曖昧になっていないか【※】	○	事業に対する補助のみ実施しており、運営に対する補助は行っていない。	
補助金額を超える繰越金の発生はないか【※】	○	補助事業について、収入と支出が同額になるように実績報告しており、繰越金が発生しない範囲で補助を行っている。		
市の施策的課題の解決につながるものか	○	地域における身近な居場所を創出することは、「1-1-2 地域における活動の場の整備と活用」と合致する。		
社会情勢、他の自治体の取組状況を踏まえて実施が適切か	○	全国的にも、孤独・孤立対策についてのニーズは高まっており、居場所づくりに関する施策が展開されている。		
補完性・公平性・透明性・他	市民や団体の自主的な行動支援に寄与するものか	○	居場所を運営したい人が申請するものとなっており、市民の自主性を応援するものとなっている。	
	委託や直接執行よりも補助金等による事業執行が適切か【※】	○	市民活動団体は、法人化等しておらず、委託等が難しい場合が多い。また、補助金が、市と市民団体が役割分担しながら地域課題を解決する趣旨であるため、直接執行もすぐわない。	
	補助金を交付する目的が達成されたにもかかわらず、同一対象者に長期間にわたり補助金を支出していないか	○	1申請者あたりの補助上限を設けており、長期間にわたり補助金を支出することはない。	
	補助対象者を限定するなど、交付先に偏りがないか（特権的な恩恵を与えていないか）	○	居場所を運営したい市民であれば、誰でも申請できる。	
	同様の活動を行っていれば、誰でも補助を受ける機会が確保されているか【※】	○	居場所を運営したい市民であれば、誰でも申請できる。	
	補助金の概要、要綱等がホームページなどに掲載されているか	○	補助金交付要綱、募集案内等を補助事業募集ページに掲載している。	
	事業の実施状況（実情）の確認、監査等が適切に実施されているか【※】	○	事業終了後に、実績報告書及び収支決算書の提出をもらい、事業内容及び収支の内容を確認している。	
補助事業に類似する事業がある場合に、統合の可能性を検討しているか	○	類似の事業はない。		
総合評価	担当課の評価	評価理由、見直す場合はその内容		
	S	補助金ガイドラインに沿った補助金事業の実施がされている。		

【※】欄は、団体補助のみ